

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）

分担研究報告書

同行援護従業者養成研修カリキュラムの検証および免除科目案の作成（視覚障害分野）

研究分担者 中野 泰志 慶應義塾大学

研究要旨

本研究の目的は、同行援護従業者養成研修カリキュラムの課題を解決するための新カリキュラム案の提案および盲ろう者向け通訳・介助員の同行援護従業者養成研修受講時の免除科目設定のための基礎資料を得ることであった。先行研究等の分析、視覚障害当事者団体や同行援護事業所等連絡会等へのヒアリングや実態調査等に基づき、一般課程（28時間）と応用課程（6時間）の同行援護従業者養成研修新カリキュラム案を作成した。また、同行援護事業所等連絡会等へのヒアリングに基づき、新カリキュラム案における盲ろう者向け通訳・介助員の免除科目案（9時間）を作成した。

A. 研究目的

同行援護事業は、障害者総合支援法第5条4に「視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう」と規定されたことから始まった障害福祉サービスである（坂本, 2011a；坂本, 2011b；岡野, 2014）。

現行の同行援護従業者養成カリキュラムでは、一般課程（20時間）と応用課程（12時間）に分かれて研修内容（誘導技術、理論等）が設定されている。しかし、一般課程のみの受講でサービスを提供することは、質の点から不十分ではないとの意見があり同行援護従業者の質の向上が求められている。また、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修との一定の互換性を図ることで研修の効率化が図られるのではないかという意見もある。

本研究では、先行研究等を学術的観点で分析した上で、同行援護従業者養成研修の新カリキュラム案および盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者

資格を取得するにあたっての免除科目案を作成することを目的とした。

B. 研究方法

同行援護従業者養成カリキュラムについて分析するためには、同行援護事業の理念・趣旨・課題を、歴史的な経緯を含めて把握した上で、現在、同行援護事業を利用している視覚障害当事者や同行援護従業者養成研修を実施している団体等への調査を行う必要があると考えられる。そこで、本研究では、文献研究と視覚障害当事者団体へのヒアリングを通して、同行援護事業の理念・趣旨・課題を歴史的な経緯を含めて調査した。また、現行のカリキュラムの問題点を明確にするために、視覚障害当事者団体、及び、サービスを提供している同行援護事業所等連絡会（サービス提供者）へのヒアリングを実施し、新カリキュラム案を提案した。さらに、視覚障害当事者団体、及び、サービスを提供している同行援護事業所等連絡会にヒアリングを行い、盲ろう者向け通訳・介助員の免除科目案を作成した。以下、各調査の方法を記した。

1) 同行援護事業の理念・趣旨・課題に関する文献研究と視覚障害当事者団体へのヒアリング調査

同行援護事業は、障害者団体や関係者からの要望に基づいて制度化されたという歴史的経緯がある

(同行援護従業者養成研修テキスト編集委員会, 2021)。そのため、制度が成立する前後で提出された要望を精査しなければ、同行援護事業の理念や趣旨を正確に理解することが出来ない。そこで、同行援護事業に関する文献調査と制度の成立に密接にかかわったと考えられる視覚障害当事者団体の関係者にヒアリング調査を行った。

文献調査では、同行援護事業が成立する前後に公表された視覚障害者の福祉に関する学会発表、研究会誌、情報誌、報告書、ホームページ等を対象にした。

視覚障害当事者団体の関係者にヒアリング調査は、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の組織部及び同行援護事業所等連絡会に対して実施した。ヒアリング調査は、オンライン会議システムもしくは電話にて実施した。ヒアリングでは、同行援護事業が成立するまでの運動の経緯、目指していた理念・趣旨、そして、実施後の課題等について質問した。

2) 視覚障害当事者団体及びサービス提供者へのヒアリング調査に基づく新カリキュラム案の作成

同行援護事業が実施されて以降、同事業の成果と課題について評価研究が実施されてきた(山口, 2012; 株式会社ピュアスピリッツ, 2014; 社会福祉法人日本盲人会連合, 2014 など)。しかし、現行のカリキュラムの問題点を明確にするためには、視覚障害当事者団体、及び、サービスを提供している同行援護事業所等連絡会(サービス提供者)へのヒアリングが必要不可欠である。そこで、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の組織部及び同行援護事業所等連絡会に対してヒアリング調査を実施した。また、現行カリキュラムの課題を解決するために必要な条件についてもヒアリングを行った。さらに、同行援護事業所等連絡会のメンバーとグループ討議を行い、新カリキュラム案を作成した。

3) 視覚障害当事者団体及びサービス提供者へのヒアリング調査に基づく盲ろう者向け通訳・介助

員が同行援護従業者資格を取得するにあたっての免除科目案の作成

盲ろう者は、聴覚障害のある視覚障害者ではなく、独自の障害であると言われているが、盲ろう者向け通訳・介助員の養成プログラムの中で、視覚障害に関する研修も実施されている。そのため、盲ろう者向け通訳・介助員から、同行援護従業者資格を取得するにあたって科目免除を希望する意見が出されている。科目免除を検討するためには、単に研修に用いられているテキストの内容を比較するだけでなく、科目を通して獲得を目指しているスキル等を精査する必要がある。そこで、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の組織部及び同行援護事業所等連絡会に対して、科目免除に関するヒアリング調査を実施した。

(倫理面への配慮)

研究代表者の所属機関において、倫理審査委員会の承認を得たうえで、インフォームドコンセントを徹底し、同意を得た。なお、ヒアリング調査にあたっては、個人が特定されるデータは使用しなかったため、倫理審査対象外となる。

C. 研究結果

1) 同行援護事業の理念・趣旨・課題に関する文献研究と視覚障害当事者団体へのヒアリング調査

(1) 同行援護事業成立までの歴史的背景

視覚障害者の移動の支援や情報保障に関する歴史は古く、公的なガイドヘルパー派遣制度が成立する以前から、ボランティアによって実施されていた。公的なガイドヘルパー派遣制度は、1974年に身体障害者福祉法の地域活動促進費のメニュー事業としてスタートしたが、この事業の成立には、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合(当時の名称は社会福祉法人日本盲人会連合; 以下、日視連と略す)が1973年5月に福井県で開催した全国視覚障害者福祉大会(当時の名称は全国盲人福祉大会)において介護要員(ガイドヘルパー)の確保・保障を制度化することが運動方針として決議され、当時の厚生省と大蔵省に要求されたことが影響したと考えられる。ガイドヘルパー派遣制度は、その後も日視連の要望を受

け、様々な改正が行われ、現在の同行援護事業の原型となっていた（社会福祉法人日本盲人会連合, 2014; 同行援護従業者養成研修テキスト編集委員会, 2021）。以上のように、日視連は、同行援護事業の前提となったガイドヘルパー派遣事業の成立・改正において大きな役割を果たしてきた。

また、日視連は、同行援護事業の成立においても重要な役割を果たしてきた。例えば、障害者自立支援法が施行された直後から、市町村地域生活支援事業における移動支援とは異なる自立支援給付として、同行援護の規定を厚生労働省に要望してきた（社会福祉法人日本盲人会連合, 2014; 同行援護従業者養成研修テキスト編集委員会, 2021）。この記述は、2008年12月16日に取りまとめられた「社会保障審議会障害者部会報告—障害者自立支援法施行後3年の見直しについて—」において『重度の視覚障害者の同行支援について自立支援給付とするなど、自立支援給付の対象を拡大することを検討するべき』旨が明記されたことと整合していると考えられる。

（2）サービス内容の向上に向けた取り組み

移動支援・情報保障のサービス内容の向上や地域間格差の是正は、1974年に身体障害者福祉法の地域活動促進費のメニュー事業として盲人生活介補員（ガイドヘルパー）が追加された当時から、日視連が指摘していた問題であった（社会福祉法人日本盲人会連合, 2009）。特に、当時は、メニュー事業であったため、視覚障害者からのニーズや各自治体の財政状況等によって、サービスの内容（谷合, 1985）に格差が生じていた。この格差をなくし、サービスの量と質を向上させるための取り組みとして、日視連から国や自治体等に対して、制度のさらなる充実、サービス内容の明確化、各地域へのサービス拠点（ガイドセンター）の設置、養成研修事業の実施等に関する要望が提出され、制度等の改正へ取り組んできた。例えば、1974年には関連団体である東京都盲人福祉協会が「生活介補員（ガイドヘルパー）派遣制度」を東京都から受託し、情報保障に関する取り組みを実施した。また、1988年に身体障害者家庭奉仕員派遣事業が登場した際には、視覚障害者の外出を保障するのに、本制度の中にガイドヘルパー派遣を含む

ように要望を展開した。さらに、1990年に福祉8法が改正され、ガイドヘルパーのサービス内容が明確化された際には、手続きの簡略化や用務の内容等について、当時の厚生省と交渉を行った。加えて、ガイドヘルパーに一定の資質を求める運動を展開し、1997年のガイドヘルパーの養成研修事業の新設に貢献した。このように、日視連が、毎年、開催される全国視覚障害者福祉大会において議論を重ね、要望してきたことが、視覚障害者の移動支援・情報保障のサービス内容の向上に影響を及ぼしてきた。

（3）同行援護従業者養成研修のカリキュラム

同行援護従業者養成研修のカリキュラムの内容の詳細は、1974年にスタートしたガイドヘルパー派遣制度の養成研修、社会福祉法人日本ライトハウス養成部や国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の指導者養成研修等を参考に構築され、養成研修テキストとしてまとめられた。

（4）同行援護従業者養成事業の改正に関する要望

同行援護従業者養成事業が開始される前後から、移動支援サービスの資質向上が問題とされ、様々な調査研究が実施された。例えば、2006年には、厚生労働省の障害者保健福祉推進事業障害者自立支援調査研究プロジェクトが日視連に委託され、「平成18年度視覚障害者の移動支援に関するあり方検討事業調査結果報告書」がまとめられた。また、2008年には厚生労働省が移動支援の資質向上を推進するための事業が日視連に委託され、「視覚障害者移動支援事業資質向上研修（指導者養成）」がまとめられた。移動支援に関する実態については、「視覚障害児・者の移動支援の個別給付化に係る調査研究事業報告書」（株式会社ピュアスピリッツ, 2010）や「地域生活支援事業における地域間の差異に関する調査」（NPO法人神奈川県視覚障害者福祉協会, 2011）等が実施された。

これらの調査研究に加え、日視連は、全国の加盟団体等からの要請に基づき、同行援護従業者養成事業の改正に関する要望を国に対して提出されてきたことがわかった。国への要望は、2013年以降、毎年、提出されており、内容も支給量、単価、地域格差、説明、相談支援員、対応者のスキルアップ、サービ

スの向上、自己負担、入院中、通勤・通学、車両の使用、その他と多岐にわたっていた。以下に、主な要望内容を年度ごとに示した。

<2013 年>

- 同行援護事業においては、個人のニーズに合った支給量が確保できるよう市区町村を指導していただきたい。〔支給量〕
- 同行援護に関する身体介護なしの報酬単価を引き上げていただきたい。〔単価〕
- 同行援護従業者の研修制度を充実させて、定期的に受講するよう制度化していただきたい。〔対応者のスキルアップ〕
- 重度の視覚障害者が入院した場合は、その本人に支給されている家事援助の支給量の範囲内において、病院内でヘルパーの利用ができるようにしていただきたい。〔入院中〕
- 重度視覚障害者の通勤に同行援護を利用できるようにしていただきたい。〔通勤・通学など〕
- ヘルパーの自家用車使用を認め、移動に要する時間を利用量として算定に加えるようにしていただきたい。〔車両の使用〕
- 同行援護事業所が移送サービスを行うときは、有償運送協議会の許認可が簡単に受けられるよう制度を確立していただきたい。〔車両の使用〕
- 「サービス等利用計画書」においては、同行援護の特性になじまない点が多くあるため「サービス等利用計画」の提出の義務付けをなくしていただきたい。〔その他〕

<2014 年>

- 同行援護事業においては、個人のニーズにあった支給量が確保できるよう市区町村への指導を徹底するよう要望する。〔支給量〕
- 同行援護の身体介護を伴わない移動支援費のアップ、地域間格差の是正、サービスの充実、手続きの簡素化を要望する。〔地域格差〕
- 同行援護の自治体の担当者は、この制度の理念を熟知した担当者を配置し、利用者、事業所、ガイドヘルパーの相談ができるようにすることを要望する。〔対応者のスキルアップ〕

- 質の高いガイドヘルパーの養成に関するシステム作りを要望する。〔対応者のスキルアップ〕
- 事業所に対して、緊急時を含めヘルパーの24時間対応について、指導するよう要望する。〔サービスの向上〕
- 同行援護の利用者の自己負担を無くしてほしい。〔自己負担〕
- 入院中の外出については、同行援護事業が利用できることを自治体に周知していただきたい。〔入院中〕
- 同行援護事業所の移送サービスについて、有償運送協議会の許認可が簡単に受けられるよう要望する。〔車両の使用〕

<2015 年>

- 個人のニーズに合った支給量を確保し、支給上限額や一日の利用時間の制限を撤廃するよう要望する。〔支給量〕
- 同行援護事業の地域格差の是正を要望する。〔地域格差〕
- 同行援護利用の契約の際、事業所から示される重要事項説明書は、利用者のニーズに応じて拡大文字・点字・音声版などで示すことを義務付け、周知することを要望する。〔説明〕
- 同行援護利用者及び利用しようとする者への十分な制度説明と情報提供の徹底を要望する。〔説明〕
- 同行援護事業所に3年以上勤務し、視覚障害を熟知した者を相談支援専門員として認めるよう要望する。〔相談支援員〕
- 自治体の担当者に、この制度の理念を熟知させ、利用者、ヘルパーの相談者とすることを要望する。〔対応者のスキルアップ〕
- 質の高い同行援護従事者の養成を要望する。〔対応者のスキルアップ〕
- 同行援護のサービス提供者の体制の充実を図るよう、関係者への指導を徹底するよう要望する。〔サービスの向上〕
- 同行援護のサービス提供者の資質を向上させるためのガイドラインを作成するよう要望する。〔サービスの向上〕

- 同行援護で実施されている所得に応じた負担金を撤廃するよう要望する。〔自己負担〕
- 入院時にガイドヘルパーが利用できるよう要望する。〔入院中〕
- 通学・通勤時にも同行援護サービスを受けられるよう要望する。〔通勤・通学 など〕
- 福祉有償運送制度が、震災復興特別区や福祉支援モデルとして、外出支援と併せて容易に制度活用できるよう「特区」の指定を行うと共に、有償運送協議会において関係事業者の協力の下、許認可が容易に受けられるよう要望する。〔車両の使用〕
- 同行援護従事者養成事業を地域生活支援事業の必須とするよう要望する。〔その他〕
- 地元事業所との利用契約だけで、そのネットワークに所属する事業所であれば、事前の個人による登録手続きをしなくても遠隔地での同行援護サービスが受けられるように同行援護事業所のネットワーク化を要望する。〔その他〕

<2016年>

- 同行援護事業において、利用者負担を廃止するとともに、個人のニーズに合った支給量を確保し、支給上限額や一日の利用時間の制限を設けないことを全国の自治体に徹底されたい。〔支給量〕
- 同行援護の報酬単価を引き上げるとともに、身体介護を伴う・伴わないの区分の撤廃を要望する。〔単価〕
- 同行援護事業における地域間格差を無くすため、制度の理念や国が示している要件ないし基準を守るよう、国から都道府県を通して全国市町村に対し指導するよう要望する。〔地域格差〕
- 同行援護従事者の養成研修会を地域生活支援事業の必須事業としていただきたい。〔対応者のスキルアップ〕
- 同行援護事業について、行政の福祉担当者及びサービス提供事業者の資質の向上を図るよう要望する。〔サービスの向上〕
- 自治体の担当者は、同行援護制度の理念を熟知し、利用者、ヘルパーの相談者ともなるよう要

望する。〔サービスの向上〕

- 同行援護事業及び移動支援事業の適応対象を拡充し、通勤通学時への適用及び自営業者の出張時にも利用できるよう要望する。とりわけ、当面実施する通勤通学における訓練への適用においては、現に当該当事者が安全に通勤通学ができるようになるために十分なものにしていただきたい。〔通勤・通学 など〕
- 同行援護従業者が運転する車の利用を認め、その移動時間を利用料金として算定できるよう要望する。〔車両の使用〕
- 福祉有償運送制度を、震災復興特区や福祉支援モデルとして、外出支援に活用できるよう要望する。〔車両の使用〕
- 公共交通機関が発達していない地域では、福祉有償運送制度における有償運送協議会の許認可が容易に受けられるよう要望する。〔車両の使用〕

<2017年>

- 同行援護の利用者の自己負担を廃止するとともに、利用時間の制限を撤廃することを、国が各自治体に再度周知徹底するよう要望する。〔支給量〕
- 同行援護サービス費は、従事者の質と量が充分確保できるよう、「身体介護を伴う・伴わない」の区分をなくし、報酬単価を引き上げることを要望する。〔単価〕
- 視覚障害者の日常生活及び社会参加を支える同行援護事業については、支給量の地域間格差を是正するよう要望する。〔地域格差〕
- 同行援護事業を支えるガイドヘルパーを確保するため、単価を引き上げるとともに養成の機会を増やすことを要望する。〔対応者のスキルアップ〕
- 同行援護従事者の処遇改善を行い、利用者が必要な時に制度を利用できるよう要望する。〔サービスの向上〕
- 同行援護制度を担当する自治体の職員は、この制度の理念を熟知し、利用者、ヘルパーの相談者ともなりうる人を配置するよう要望する。〔サ

ービスの向上]

- 交通の不便な地域において、同行援護従業者が運転する車の利用を認め、その移動時間を利用料金として算定できるよう要望する。[車両の使用]

<2018年>

- 同行援護の支給量を当事者の必要に応じたものにするとともに、通勤・通学においても利用を認めるよう要望する。[支給量]
- 同行援護の利用時間を1カ月単位ではなく、数カ月単位として、前月使わなかった時間は次月に繰り越せるなど、融通性を持たせられるよう要望する。[支給量]
- 同行援護の報酬単価は時間が伸びるにつれて1時間当たりの単価が下がる仕組みを止め、同行援護が8時間を超えた場合の報酬単価の改善を要望する。[単価]
- 同行援護制度ないし報酬が見直されることにより、事業所が減少しないよう要望する。[単価]
- 同行援護を担当する自治体の職員は、同行援護制度の理念を熟知し、利用者・ヘルパーの相談者となりうる人を配置するよう要望する。[対応者のスキルアップ]
- ガイドヘルパーの専門性の向上とともに、利用者1人1人のニーズに応じた同行援護事業の運営を要望する。[対応者のスキルアップ]
- 同行援護の利用者の自己負担を廃止するとともに、利用時間制限の撤廃を要望する。[自己負担]
- 視覚障害のある親が子供を保育園に送迎する際、同行援護を利用できるよう要望する。[通勤・通学 など]
- 交通の不便な地域において、同行援護従業者が運転する車の利用を認め、その移動時間や待機時間を報酬算定の対象に加えるよう制度の改善を要望する。[車両の使用]
- 同行援護事業所が市町村から無くならないような対策と福祉有償運送の充実を要望する。[車両の使用]
- 株主総会へ出席するための移動を同行援護の対

象とするよう要望する。[その他]

- 施設利用者（入所者）も地域生活支援事業の移動支援を利用できるよう要望する。[その他]

<2019年>

- 自治体間における同行援護の運用の格差を解消するため、利用者の自己負担及び利用時間の制限を禁止するよう各自治体に指導すること。[支給量]
- 同行援護制度ないし報酬の見直しによって、事業所が減少していることをふまえ、事業所の健全な経営ができる報酬にすること。[単価]
- 同行援護を担当する自治体の職員は、同行援護制度の理念及び国の示した運用基準を熟知し、利用者・同行援護従業者の相談者となりうる人を配置すること。[対応者のスキルアップ]
- 同行援護事業者・従事者の増加及び従事者の質を向上させるために更なる策を講じること。[対応者のスキルアップ]
- 同行援護を中心とした福祉サービスの一部負担金を廃止すること。なお、一部負担金を課す場合には、所得区分を現行よりも細かく分けるとともに、本人のみの所得で算定すること。[自己負担]
- 通勤・通学においても同行援護等が利用できるよう制度を改善すること。[通勤・通学 など]
- 交通の不便な地域において、同行援護従業者が運転する車の利用を認め、その移動時間や待機時間を報酬算定の対象に加えるよう制度を改善すること。[車両の使用]
- 同行援護事業所での管理責任のもとに、同行援護事業所の支所を設置して事業を行えるよう規制の緩和をすること。[その他]
- 施設利用者（入所者）も、地域生活支援事業の移動支援を利用できるようにすること。[その他]
- 宿泊を伴う場合における同行援護の報酬を改善すること。[その他]
- 同行援護事業を子育て中の視覚障害者が利用し、安心して子育てができる制度にすること。[その他]

<2020 年>

- 同行援護の利用については、自治体の独自の判断で利用時間を制限しているところが多いため、そういった制限を撤廃するよう厚生労働省から文書で通知すること。〔支給量〕
- 同行援護従業者数の確保のため、報酬単価を引き上げる等の制度の見直しをすること。〔単価〕
- 自治体の同行援護事業の担当者は、同行援護事業の理念及び国の示した運用基準を熟知した職員を配置し、利用者・同行援護従業者の相談者となるよう国が自治体に働きかけること。〔説明〕
- 同行援護を中心とした福祉サービスの一部負担金を廃止すること。なお、一部負担金を課す場合には、所得区分を現行よりも細かく分け、本人のみの所得で算定する等、利用者本人の所得の実情に合った算定をすること。〔自己負担〕
- 本年10月から開始される通勤における同行援護が利用しやすいものになるようにすること。あわせて通学においても同行援護が利用できるようにするか、通学において利用できる新たな福祉制度を新設すること。〔通勤・通学など〕
- 同行援護従業者が運転する車の利用を認め、その移動時間や待機時間を報酬算定の対象に加えるよう制度を改善すること。〔車両の使用〕
- タクシー等の公共交通機関の十分な輸送サービスを受けることができない多くの地域において、福祉有償運送を行う事業所を増やし、経営が成り立つように制度の見直しを進めるとともに、福祉輸送サービスの確保を図るよう、国から自治体に指導すること。〔車両の使用〕
- 同行援護事業において、「病院での待ち時間を報酬の対象として算定すること」を、厚生労働省から文書で各自治体に周知徹底すること。〔その他〕
- 施設入所者も、同行援護または、地域生活支援事業の移動支援を利用可能にすること。〔その他〕

<2021 年>

- 同行援護事業においては利用時間を制限しない

こと。仮に、利用時間の上限ないし基準を定める場合でも、通勤時の利用及び自営業者への支援を想定し、現行の月50時間から月70時間に改善すること。〔支給量〕

- 同行援護の報酬は、利用時間に応じて逡減されることのない制度とすること。〔単価〕
- 新型コロナウイルス感染拡大を受けて緊急措置として利用可能となった同行援護の代行依頼が、平時でも利用可能となるよう柔軟な制度運用をすること。〔サービスの向上〕
- 同行援護の利用者の自己負担を廃止するか減額すること。また、同行援護をはじめとする障害福祉サービスの自己負担の算定基準は、さらに細かく区分し、所得の実情に合った負担基準とすること。〔自己負担〕
- 通学において同行援護の利用ができるようにする、あるいは、通学において利用できる新たな福祉制度を新設すること。〔通勤・通学など〕
- 同行援護事業所等において福祉有償運送サービスを取り入れる等、ガイドヘルパーの運転する車両が利用可能となる制度を確立させること。そして、同行援護従業者が運転して移動する時間や待機時間を報酬算定の対象に加えるよう制度を改善すること。〔車両の使用〕
- 新型コロナウイルス感染拡大により非常に大きな影響を受けている同行援護事業所に対して財政的な支援を行うこと。〔その他〕
- 施設利用の際にも同行援護事業が利用できるようにすること。少なくとも、地域生活支援事業としての移動支援を利用できるように、自治体に対し通知すること。〔その他〕

日視連が国に対して提出した過去9年間の要望を内容別に分類・整理し、表1に示した。表1から、最も多く提出された要望は、車両の使用に関するものであったが、2番目に多かったのは「対応者のスキルアップ」、つまり、従業者の資質向上に関する内容であることがわかった。

表1 日視連から国に提出された要望

要望内容	回数
車両の使用	14
対応者のスキルアップ	11
支給量	10
単価	8
サービスの向上	8
通勤・通学	7
自己負担	6
地域格差	4
説明	3
入院中	3
相談支援員	1
その他	13

なお、ヒアリングの結果、日視連から厚生労働大臣宛に同行援護従業者養成研修カリキュラムの変更に関する要望も継続的に提出されていることがわかった。

2) 視覚障害当事者団体及びサービス提供者へのヒアリング調査に基づく新カリキュラム案の作成

ヒアリング調査の結果、日視連では、全国の加盟団体に所属している視覚障害者から毎年、意見を収集し、全国大会（全国視覚障害者福祉大会）で議論を行った上で、改正等の要望を提出してきたことが明らかになった。また、日視連では、同行援護事業所等連絡会を設置し、同行援護事業所間で情報を収集したり、問題点を共有したりする活動を展開してきたことがわかった。これらの視覚障害当事者と事業者からの意見に基づき、現行のカリキュラムの問題点を解決するための新しいカリキュラム作成に向けた提案が行われていることもわかった。

そこで、日視連から提案されている新しいカリキュラム作成に向けた提案内容について、先行研究や同行援護事業所等連絡会へのヒアリングに基づき、同行援護従業者養成研修カリキュラムを作成した。先行研究やヒアリング等の結果から、現行の一般課程カリキュラムでは、実際にガイドヘルパーとして従事するために必要となる交通機関等の実技指導等を実施する演習時間が不十分であること等を踏まえ、

新カリキュラムでは一般課程は従業者向け、応用課程はサービス提供責任者向けとし、一般課程の演習の充実を図るカリキュラムとした。一般課程（28時間、講義8.5時間、講義・演習3.5時間、演習16時間、7時間×4日間）、応用課程（講義6時間、6時間×1日間）とした（別紙のとおり）。

3) 視覚障害当事者団体及びサービス提供者へのヒアリング調査に基づく盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者資格を取得するにあたっての免除科目案の作成

障害者総合支援法が定めるサービスに従事する従業者の資格認定において、異なる事業間で免除科目を設定している事例はない。しかし、同行援護事業と盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業は、対象者や研修カリキュラムの一部に共通している部分があり、両事業の従業者を増やすために免除科目を設定することには一定の意義があると考えられる。特に、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者資格を取得する際に、一定の科目が免除されるメリットは大きい。一方、両事業は、いずれも障害者総合支援法が定めるサービスであるが、同行援護事業は自立支援給付、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業は地域生活支援事業であり、制度上の位置づけも目的も対象者も異なるため、免除科目の設定は、実務上の問題点等を考慮して決定する必要がある。また、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者資格を取得したいというニーズは多いと考えられるが、同行援護従業者が盲ろう者向け通訳・介助員資格を取得したいというニーズは極めて低いと考えられる。

これらの状況を踏まえた上で、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者資格を取得する際の免除科目について、視覚障害当事者団体及び実務担当者（サービス提供者）等へのヒアリング等を実施した。そして、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修において同行援護従業者養成研修と類似した内容やコミュニケーション方法や情報伝達方法等を問わず共通する内容を整理し、免除科目案を作成した（9時間、6科目）（各科目の判断理由は別表のとおり）。なお、

障害者総合支援法が定めるサービスに従事する従業者の資格認定において、異なる事業間で免除科目を設定している事例はないし、両事業の制度上の位置づけや対象者等が異なるため、行政上の課題等の精査は必要だと考えられる。

D. 考察・結論

本研究では、先行研究等の分析、視覚障害当事者団体や同行援護事業所等連絡会等へのヒアリング等を実施し、同行援護従業者養成研修カリキュラムの課題を解決するための新カリキュラム案の提案および盲ろう者向け通訳・介助員の同行援護従業者養成研修受講時の免除科目設定のための基礎資料を得た。また、現行の研修カリキュラムの最も大きな課題の一つと位置づけられていた「一般課程修了時点で実務に従事しても質の高いサービスが提供できない可能性が高い」という課題を解消するために、カリキュラムの内容を再編成し、一般課程（28時間）と応用課程（6時間）の同行援護従業者養成研修新カリキュラム案を作成した。さらに、同行援護事業所等連絡会等へのヒアリングに基づき、新カリキュラム案における盲ろう者向け通訳・介助員の免除科目案（9時間）を作成した。なお、免除科目案については、本来、同行援護従業者養成研修、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の両研修は、対象、目的、制度の枠組みも異なるため、免除科目設定は適当ではないと考えられるが、本研究の趣旨等を踏まえると「同行援護事業」と「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」の事業者間で、それぞれのカリキュラムや運用等を調整し、免除可能な科目があると判断されれば、免除科目の設定は可能であるという前提に基づき、それぞれのテキストの一致・不一致だけでなく、事業を実施する事業者のヒアリングに基づいた判断を行った。

F. 健康的危険情報 特になし

G. 研究発表 なし

H. 知的財産権に出願・登録状況 なし

文献

同行援護従業者養成研修テキスト編集委員会（編集）．（2021）．同行援護従業者養成研修テキスト 第4版 中央法規出版．

平井敬子（2018）．外出保障：この20年間における視覚障害ガイドヘルパー制度の変遷と現制度の課題，社会福祉法人日本盲人会連合（2018）．視覚障害当事者の運動の歴史：日本盲人会連合70年史 社会福祉法人日本盲人会連合，163-165．

井上誠一・西村徹也・新阜義弘（2012）．特集 座談会 同行援護事業の現在と将来を語る その問題点とこれから期待される将来像について．視覚障害，289，1-12．

株式会社ピュアスピリッツ（2014）．厚生労働省平成25年度障害者総合福祉推進事業「同行援護に関する実態把握と課題について」調査結果報告書 株式会社ピュアスピリッツ．

小銭寿子・吉田重子・上井奈穂子・田中理（2014）．視覚障害者の医療受診におけるバリアに関する研究：シンポジウムの開催とそのアンケート結果から．地域と住民，32，13-22．

松井奈美（2018）．同行援護ハンドブック—視覚障害者の外出を安全に支援するために【第3版】 日本医療企画．

村山太郎（2017）．意思疎通が困難な者に対する国の福祉的支援施策について．保健医療科学，66(5)，484-490．

中野泰志・高木憲司・須田裕之・水野映子・寺島薫（2015）．視覚障害者・聴覚障害者の社会参加を推進する近年の取組み．福祉のまちづくり研究，17(3)，33-37．

岡野弘美（2014）．障害分野の法改正における福祉専門職に関する課題．京都光華女子大学研究紀要，(52)，131-139．

坂本洋一（2011a）．特集 同行援護[平成]24年1月施行か—障害者自立支援法一部改正法案成立．視覚障害，272，10-19．

- 坂本洋一 (2011b) . 特集 同行援護の個別給付が迫る. 視覚障害, 279, 1-14.
- 社会福祉法人日本盲人会連合 (2006) . 視覚障害者の移動支援に関するあり方検討事業調査結果報告書 社会福祉法人日本盲人会連合.
- 社会福祉法人日本盲人会連合 (2009) . 厚生労働省平成 20 年度障害者支援調査研究プロジェクト 視覚障害者に対する移動支援事業の効率的・効果的な実施のためのマニュアル作成検討事業報告書 社会福祉法人日本盲人会連合.
- 社会福祉法人日本盲人会連合 (2014) . 視覚障害者の同行援護事業に関する実態把握と課題における調査研究事業報告書 社会福祉法人日本盲人会連合.
- 社会福祉法人日本盲人会連合 (2018) . 視覚障害当事者の運動の歴史: 日本盲人会連合 70 年史 社会福祉法人日本盲人会連合.
- 高間恵子 (2015) . 生きがいを支える同行援護を求めて. 視覚障害, 324, 5-13.
- 竹下義樹 (2011) . 障害のある人の権利条約批准に向けて. 第 20 回視覚障害リハビリテーション研究発表大会 セッション ID E, 1.
- 谷合侑 (1985) . 盲人ガイドのキーポイント: ガイドヘルパーのための 15 章 社会福祉法人視覚障害者支援総合センター.
- 筒井澄栄・大冢賀政昭・廣瀬圭子 (2017) . 障害福祉サービス事業所の徒歩 1 時間圏内人口カバー率に関する研究. 福祉のまちづくり研究, 19(3), 1-8.
- 渡辺哲也・小林真・南谷和範 (2017) . 視覚障害者のための代読・代筆サービス利用状況調査. 電子情報通信学会論文誌 D, J101-D(2), 377-385.
- 山口和彦 (2012) . 同行援護、その光と影: 制度施行 3 カ月の検証. 視覚障害, 284, 37-49.
- 山口和彦 (2019a) . 同行援護の上手な活用術 (Guide 1) 理念と歴史. 視覚障害, 369, 14-18.
- 山口和彦 (2019b) . 同行援護の上手な活用術 (Guide 2) 相談支援専門員の活用を. 視覚障害, 370, 21-25.
- 山口和彦 (2019c) . 同行援護の上手な活用術 (Guide 3) 事業所を選ぶ 5 つのコツ. 視覚障害, 371, 35-39.
- 山口和彦 (2019d) . 同行援護の上手な活用術 (Guide 4) こんな買い物は要注意. 視覚障害, 372, 26-30.
- 山口和彦 (2019e) . 同行援護の上手な活用術 (Guide 5) 飲食はお互いに楽しく. 視覚障害, 373, 39-43.
- 山口和彦 (2019f) . 同行援護の上手な活用術 (Guide 6) トイレやお風呂に行くときは. 視覚障害, 374, 33-37.
- 山口和彦 (2019g) . 同行援護の上手な活用術 (Guide 7) 選挙権の適正な行使のために. 視覚障害, 375, 36-40.
- 山口和彦 (2019h) . 同行援護の上手な活用術 (Guide 8) ガイドの慢性的な不足と利用者・ガイドの高齢化. 視覚障害, 376, 41-45.
- 山口和彦 (2019i) . 同行援護の上手な活用術 (Guide 9) 必要な情報提供とガイド法. 視覚障害, 377, 29-33.
- 山口和彦 (2019j) . 同行援護の上手な活用術 (Guide 10) 利用者の白杖使用と盲導犬. 視覚障害, 378, 39-43.
- 山口和彦 (2019k) . 同行援護の上手な活用術 (Guide 11) 情報提供と守秘義務. 視覚障害, 379, 31-35.
- 山口和彦 (2020a) . 同行援護の上手な活用術 (Guide 12) 緊急時の対応. 視覚障害, 380, 47-51.
- 山口和彦 (2020b) . 同行援護の上手な活用術 (Guide 13・最終回) 同行援護と移動支援. 視覚障害, 382, 41-46.

同行援護従業者養成研修新カリキュラム案

(1) 一般課程 28 時間

実施形態	科目名	時間	免除の有無
講義	外出保障	1 時間	免除なし
講義	視覚障害の理解と疾病	1. 5 時間	0. 5 時間免除
講義	視覚障害者の心理	1 時間	免除なし
講義	視覚障害者福祉の制度とサービス	1. 5 時間	1. 5 時間免除
講義	同行援護の制度	1 時間	免除なし
講義	同行援護従業者の実際と職業倫理	2. 5 時間	2. 5 時間免除
講義・演習	情報提供	2 時間	免除なし
講義・演習	代筆・代読	1. 5 時間	0. 5 時間免除
演習	誘導の基本技術	7 時間	3 時間免除
演習	誘導の応用技術（場面別・街歩き）	5 時間	1 時間免除
演習	交通機関の利用	4 時間	免除なし
		合計 2 8 時間	9 時間

(2) 応用課程 6 時間

実施形態	科目名	時間	免除の有無
講義	サービス提供責任者の業務	1 時間	免除なし
講義	様々な利用者への対応	1 時間	免除なし
講義	個別支援計画と他機関との連携	1 時間	免除なし
講義	業務上のリスクマネジメント	1 時間	免除なし
講義	従業者研修の実施	1 時間	免除なし
講義	同行援護の実務上の留意点	1 時間	免除なし
		合計 6 時間	免除なし

盲ろう者向け通訳・介助員の同行援護従業者養成研修受講時の免除科目案（日本視覚障害者団体連合同行援護事業所等連絡会 ヒアリング結果）

	科目	科目時間	免除時間	免除する理由	免除を想定する内容	免除しない理由
1	外出保障	60分	0分			事業の目的や障害特性等の違いにより研修の視点が異なっているため
2	視覚障害の理解と疾病	90分	30分	通訳介助者の養成講座に類似内容があるため	視覚障害を引き起こす主な疾病等について（緑内障、網膜色素変性症、黄斑変性症、糖尿病性網膜症、視神経萎縮、網膜剥離、白内障、ペーチェット病等）	障害特性の違いにより研修の視点が異なっているため
3	視覚障害者（児）の心理	60分	0分			事業の目的や障害特性等の違いにより研修の視点が異なっているため
4	視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	90分	90分	同様の内容があるため		
5	同行援護の制度	60分	0分			通訳介助とは異なった制度のため
6	同行援護従業者の実際と職業倫理	150分	150分	同様の内容があるため		
7	情報提供	120分	0分			事業の目的や障害特性等の違いにより研修の視点が異なっているため
8	代筆・代読	90分	30分	通訳介助者の養成講座に類似内容があるため	代読、代筆におけるプライバシー保護や、代読、代筆を行う環境など	事業の目的や障害特性等の違いにより研修の視点が異なっているため
9	誘導の基本技術	420分	180分	通訳介助者の養成講座に類似内容があるため	基本姿勢・歩く・狭いところの通過	事業の目的や障害特性等の違いにより研修の視点が異なっているため
10	誘導の応用技術（場面別・町歩き）	300分	60分	通訳介助者の養成講座に類似内容があるため	「場面別支援技術における（病院・買い物・役所・金融機関・会議研修・コンサート・映画・カラオケ・スポーツ観戦・冠婚葬祭）」においては説明部分と考えるので、免除可	事業の目的や障害特性等の違いにより研修の視点が異なっているため
11	交通機関の利用	240分	0分			事業の目的や障害特性等の違いにより研修の視点が異なっているため